

生駒市条例第59号

生駒市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

生駒市長 山下 真

生駒市下水道条例の一部を改正する条例

生駒市下水道条例（昭和59年4月生駒市条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1章 総則（第1条—第3条）」を「第1章 総則（第1条—第3条）
第1章の2 公共下水道の構造の基準等（第3条の2—第3条の6）」に、「第32条」を「第32条・第32条の2」に改める。

第1条中「使用」の次に「並びに施設の構造及び維持管理の基準等」を加える。

第1章の次に次の1章を加える。

第1章の2 公共下水道の構造の基準等

（排水施設及び処理施設に共通する構造の基準）

第3条の2 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第3条の4において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるお

それのないものとして規則で定めるものを除く。)にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

(4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可とう継手の設置その他の市長が定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の基準)

第3条の3 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 排水管の内径及び排水きよの断面積は、市長が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

(3) 暗きよその他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

(4) 暗きよである構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管きよの清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

(5) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

(処理施設の構造の基準)

第3条の4 第3条の2に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
- (2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう市長が定める措置が講ぜられていること。

（適用除外）

第3条の5 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
 - (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道
- （終末処理場の維持管理）

第3条の6 終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 急速ろ過法によるときは、ろ床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、ろ材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
- (4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (5) 臭気、蚊、はえ等の発生を防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう市長が

定める措置を講ずること。

第 3 2 条中「第 2 8 条」を「第 3 条の 2、第 3 条の 3、第 3 条の 5、第 2 8 条」に改め、第 5 章中同条の次に次の 1 条を加える。

(都市下水路の維持管理の基準)

第 3 2 条の 2 都市下水路の維持管理の基準は、しゅんせつを 1 年に 1 回以上行うこととする。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。